

函南町子ども会活動推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

町長は、子ども会活動の向上と、子どもの健全育成を図るため、子ども会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「子ども会」とは、町内で子どもの健全育成に向けた活動を行う次に掲げる全ての要件に該当する団体をいう。

- (1) 区又は町内会単位の会で、函南町内に住所を有する5人以上の構成員（子どもを含む。）で活動を行っている会
- (2) 年間を通して、計画的かつ継続的に活動している会
- (3) 活動に当たり、区や学校等と協力している会

第3 補助対象経費及び補助額

- (1) 補助の対象経費

会の活動に伴う保険料

- (2) 補助額

保険料額。ただし保険加入の構成員ひとりにつき、年間160円を上限とし、1年度中に申請できる補助は、構成員ひとりにつき1回を限度とする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 活動計画書
- ウ 保険に加入したことを証明する領収書
- エ 保険に加入した人がわかる名簿

- (2) 提出期限

加入した保険期間の属する年度内

第5 補助金の決定及び確定

町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を決定及び確定し、函南町子ども会活動推進事業費補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第6 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

規則第13条に定める請求書

(2) 提出期限

補助金交付決定及び確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第7 活動の報告

(1) 提出書類 1部

活動報告書

(2) 提出期限

補助金を受領した年度の活動が終了した日から起算して10日を経過した日まで

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。